

諮問（不）第 26 号
答申（不）第 26 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が平成 30 年 9 月 25 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 訂正請求の内容

請求人は、平成 30 年 9 月 5 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 26 条第 1 項の規定により、28 佐技専第 165 号で開示された「請求人との面談記録」（以下「面談記録」という。）について、保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件訂正請求について条例第 28 条第 2 項の規定に基づき本件処分を行い、平成 30 年 9 月 25 日付 30 佐技専第 66 号で請求人に通知した。不訂正とした理由は、訂正を要する箇所がないためである。

3 審査請求の内容

請求人は、平成 30 年 10 月 29 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分の理由は「訂正を要する箇所がないため」と示されているが、訂正すべき箇所は多く存在している。
- (2) 請求人が発言したこともない身に覚えのない発言が請求人の発言として複数

個所に記述されている。

- (3) 請求人が記録した同日の会議録とは大きく異なっている。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の検討

条例第26条第2項では、「実施機関は訂正請求があった場合において、当該請求につき法令等に特別の定めがあるとき、当該実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときを除き、当該個人情報等を訂正しなければならない。」と規定している。

実施機関において、当時の校長及び副校長に面談記録の記載内容について確認を行った結果、事実には誤りがないと認められる場合に該当すると判断した。

また、条例第27条第1項では、「訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない」と規定され、同項第3号に「訂正請求の趣旨及び理由」を請求書に記載する旨が規定されている。「訂正請求の趣旨」とは「〇〇を△△に訂正せよ」のように当該請求においてどのような訂正を求めるかについての簡潔な結論であり、「理由」とはそれを裏付ける根拠であるが、それらについて明確かつ具体的な記載がなされていない。

さらに、同条第2項では、「訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。」と規定しているが、審査請求人においては、同項に基づく事実を証明する書類の提出、又は提示もなされていない。

よって、原処分は妥当である。

第5 審査会の判断理由

当審査会において、請求人及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について検討した結果、次のように判断する。

1 条例の規定について

条例第26条第2項は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、当該実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときを除き、当該保有個人情報を訂正しなければならない」と規定している。ここでいう「訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」とは、長崎県個人情報保護条例の解釈及び運用基準（以下「解

積及び運用基準」という。)によると、実施機関が事実関係の調査を行った結果、事実に誤りがないと認められる場合のほか、正確な事実が何であるかが不明である場合や訂正請求に形式上の不備がある場合などが挙げられ、適法な訂正請求があった場合は、このような正当な理由がある場合を除き、実施機関は当該個人情報を訂正する義務を負うとの原則を定めたものである。

また、条例第27条第1項第3号は、「訂正請求の趣旨及び理由」を請求書に記載する旨規定しており、解釈及び運用基準によると、「訂正請求の趣旨」とは、「○○を△△に訂正せよ。」のように、当該請求においてどのような訂正を求めるかについての簡潔な結論であり、「理由」とは、それを裏付ける根拠であり、請求の内容をなす重要なものであるから、その記載は明確かつ具体的である必要がある。

また、条例第27条第2項は、「訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実に合致することを証明する書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない」と規定し、訂正請求者は、保有個人情報の内容が事実に合致していないこと、又は訂正請求者の主張する内容が事実に合致していることを実施機関に確信させるようなものを提出又は提示しなければならないこととなっている。

さらに、条例第27条第3項により準用する条例第13条第3項によると、「実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」と規定されていることとなる。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において、訂正請求書及び添付資料を見分したところ、添付資料である正誤表において、訂正を求める部分についての記載はあるものの、それをどのように訂正を求めるかについては「個人情報のため不開示」として記載されておらず、条例第27条第2項に規定する「事実に合致することを証明する書類」についての提出又は提示もなされていなかった。

また、「学校長・副校長との面談記録（平成27年12月8日及び平成27年12月9日分）」が審査請求書には添付されていたが、訂正請求時点においては提出がなされていないことを確認した。

以上のことから、実施機関は、本件訂正請求にかかる面談記録の記載内容について、当時の校長及び副校長に確認をした結果、事実に誤りがないとして不訂正決定を行っているが、そもそも審査請求人からは条例第27条第1項第3号に規定する「訂正請求の趣旨及び理由」の記載及び同条第2項に規定する「事実に合致することを証明する書類」の提出又は提示がなされていないことから、本件訂正請求には形式上の不備があると認められる。

3 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも当審査

会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件訂正請求には形式上の不備があり、訂正をしないことにつき正当な理由があると認められるため、実施機関が行った本件処分は妥当である。よって、前記第1のとおり判断する。

第6 付言

1 本件保有個人情報不訂正決定通知書に付記すべき「訂正をしない理由」について

実施機関が本件保有個人情報不訂正決定通知書の理由において、「訂正を要する箇所がないため」とだけ記載しているが、何を以ってそのような判断に至ったのか等、明確な理由がある場合においては、その内容についても明記すべきである。

保有個人情報不訂正決定通知書に付記すべき理由については、訂正しない理由を訂正請求者が明確に認識し得るものであることが必要であることを実施機関においては十分理解の上、今後、適切な理由付記を行うことを望むものである。

2 弁明書において、本件訂正請求の条例第27条第1項第3号及び同条第2項に基づく不備を指摘したことについて

実施機関は弁明書において、本件保有個人情報不訂正決定通知書に記載された理由の外、条例第27条第1項第3号及び同条第2項に基づく本件訂正請求の不備を指摘しているが、これらの不備は、本来、本件保有個人情報不訂正決定通知書において指摘し、本件処分を行うべきであった。

3 補正の求めについて

実施機関によると、条例第27条第1項第3号に規定する「訂正請求の趣旨及び理由」の記載及び同条第2項に規定する「事実に合致することを証明する書類」の提出がなかったところ、これらの形式上の不備に対する補正について、請求人に求めることは可能であったが、訂正請求書に添付された正誤表に「個人情報のため不開示」と記載されていたことから、現在提出されているもの以上のものは提出される見込みはないと判断し、補正を求めることなく、本件処分を行ったとのことであった。

条例第27条第3項の規定により準用する条例第13条第3項によると、「実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定されていることとなる。

本件訂正請求の受付時点において、実施機関が形式上の不備があると認識した上で、補正を求めても提出されないだろうとの判断から、請求人に対して補正を求めなかったことについて、条例上、違法性があるとは言えないが、事務処理の手続き上、請求人に対し、補正を求めた方が望ましかったと考える。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和元年5月24日	実施機関から諮問書を受理
令和元年11月8日	審査会（審査）
令和元年12月20日	審査会（審査）
令和2年1月22日	審査会（審査）
令和2年2月18日	審査会（審査）
令和2年2月28日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
武藤 智浩	弁護士	会長
池内 愛	弁護士	
小林 透	長崎大学副学長	
小松 文子	長崎県立大学副学長	
清水 千恵子	学識経験者	